

令和6年第3回定例会

都市建設常任委員会会議概要

委員長 花田 明 仁

副委員長 木村 淳 司

1 **開催日時** 令和6年9月10日（火曜日）午前10時34分～午前11時10分

2 **開催場所** 第4委員会室

3 **審査案件**

議案第118号 青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第119号 青森市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

4 **報告案件**

(1) 「令和7年度青森圏域重点事業に関する要望」について

(2) 総務省が実施する「郵便局等の公的地域基盤連携推進事業」への協力について

○出席委員

委員長 花田明仁

委員 軽米智雅子

副委員長 木村淳司

委員 天内慎也

委員 中田靖人

委員 木下靖

委員 蛭名和子

委員 大矢保

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

企業局長 鈴木裕司

水道部次長 我満智

都市整備部長 中井諒介

交通部次長 高野雅子

都市整備部理事 土岐政温

都市政策課長 武田泰孝

水道部長 三浦大延

住宅まちづくり課長 小鹿正憲

交通部長 佐々木淳

関係課長等

都市整備部次長 櫻田文明

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 石田彩美

議事調査課主事 笹雄貴

○**花田明仁委員長** ただいまから、都市建設常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案2件について、ただいまから審査いたします。

議案第118号「青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。都市整備部長。

○**中井諒介都市整備部長** 議案第118号「青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

配付しております資料を御覧いただければと思います。

初めに制定理由であります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が令和6年6月19日に公布されまして、建築基準法が改正されたことから所要の改正をするものであります。

改正内容につきましては、国や都道府県または市町村が建築物を建築する際、民間の指定確認検査機関でも審査、検査等を行うことができるよう建築基準法が改正され、同法第18条に項ずれが生じたことから、本市手数料条例の「別表4 許可等手数料」の表中の引用する法の項ずれを解消するために改正するものであります。

資料にイメージをお示ししておりますが、上の表はただいま御説明した建築基準法改正に関して分かりやすく表にまとめたものであります。この改正の背景には、公共施設の建て替えなどが急増し、行政機関だけでは審査や検査を行うことが困難となった際、指定確認検査機関でも審査、検査を行うことができるようになることで、行政機関は違反是正や許可処分等の業務に集中することが可能となるようにしたものであります。

下の表につきましては手数料表改正の抜粋であります。表4は工事が完了したときの完了検査における手数料、表7は工事中の中間検査における手数料、表8は工事中の建築物を一部供用開始するための仮使用認定における手数料であります。いずれも項ずれの解消のみ行うものであり、項目の追加や手数料額の変更はありません。

条例の施行期日につきましては、改正建築基準法の施行日または条例公布日のいずれか遅い日からを予定しております。

以上、議案第118号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

説明につきましては、以上でございます。

○**花田明仁委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。天内委員。

○**天内慎也委員** たしか、この法律は国で決まったときのそもそもの根本的要因として、例えば能登とかの震災があったときに、スムーズに建築物が建てられるよう

にというのも理由として聞いたんですけれども、それでよろしいでしょうか。

○花田明仁委員長 都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 先ほど議員御案内のとおり、災害などもありまして、公共施設の建て替えなどが急増し、行政機関だけでは審査や検査を行うことが困難となった場合、指定確認検査機関でも審査、検査を行うようになることで、行政機関は違反是正、許可処分等の業務に集中することができる、そういったことになろうかというふうに考えております。

○花田明仁委員長 天内委員。

○天内慎也委員 国会では党として反対しているんですけれども、ただ、でも地方に下りてきたときに、やっぱりその実情というものもあるので、反対しないことにしました。

ただ、公共建築物や公共工事、これも民間に任せるということで、だから法的責任をくれぐれも後退させないようにという、そこは指摘したいと思います。

以上です。

○花田明仁委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 118 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 119 号「青森市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 議案第 119 号「青森市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

資料 1 を御覧ください。

「1 制定理由」についてですが、現行条例では、周囲へ悪影響を及ぼす特定空家等に該当し、危険な状態にあると認めるときは、これを回避するために当面必要な措置である緊急安全措置を講ずることができることとしておりますが、近年、特定空家等以外の適切に管理されていない空き家等につきましても、近隣住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす事態が生じている状況にあることから、特定空家等以外の空き家等につきましても、緊急安全措置を講ずることができるようにするほか、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行されたことに伴う所要の改正を行うため、制定するものであります。

「2 改正内容」のうち、まず「(1) 第5条 緊急安全措置に係る空家等の対象範囲の拡大」であります。市独自に規定しております緊急安全措置につきまして、これまでの特定空家等のみならず、特定空家等以外の空き家等につきましても、緊急安全措置を講ずることができるように定め、危険回避に必要な最小限の措置を行うこととし、要した費用につきまして、当該措置に係る空き家等の所有者等から徴収することができることとするものであります。

次に、「(2) 第4条 市民等による情報提供に係る対象範囲の拡大」であります。空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律では、特定空家等になる前の段階から空き家等の適切な管理に係る働きかけを行うことができるよう、適切な管理がなされておらずそのまま放置すれば特定空家等になるおそれのある空き家等が管理不全空家等として位置づけられたことから、市民等による情報提供に係る対象につきまして、これまでの特定空家等に加え、管理不全空家等を規定するものであります。

「3 条例の施行期日」につきましては、公布の日からとなります。

資料2につきましては、ただいま御説明した内容を新旧対照表として対比させたものでありますので、御覧いただければと思います。

以上、議案第119号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○花田明仁委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。蛭名委員。

○蛭名和子委員 改正の趣旨は理解しました。

それで、2点ほどなんですけれども、条例の中で空き家等、特定空家等については、法律で定義されていますけれども、管理不全空家等というのがないように思うんですけれども、そこは明確にしておく必要がないのかということと、もう1点は緊急安全措置で、空き家等が危険な状態をもたらしたという場合なんですけれども、これについても持ち主が空き家等と認識していない場合というのは、考えられるのかなという。後々、問題が発生するといけませんので、その2点をお願いします。

○花田明仁委員長 都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 管理不全空家等の定義につきましては、令和5年12月の空家法の改正、今回の条例改正の元となった法律の改正において、適切に管理が行われないうまま放置すれば、特定空家等に該当するおそれのある状態にある空き家等ということで規定がなされているものと承知しております。

そのため、今回の条例について、管理不全空家等というところで、引用しているという状況になっております。

もう1点につきましては、緊急安全措置の対象となる空き家等というところが、実際に空き家かどうかの判断であります。基本的に何て言うんでしょう、所有者

の皆様が適切に管理していただくことが大事でありますので、所有者の方々にまずは対応をお願いするということになりますが、そういったところで緊急事態になった場合には、消防であったり関係部署と連携して対応するというので、今回はこの空き家等についての担保ということで規定をさせていただいているところであります。

○花田明仁委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 分かったようで、分からないけれども、要は後々その持ち主に費用弁償とか請求した場合、うちは空き家という認識がないとか、そういうふうな主張された場合に、市として担保できるかとか、効力があるのかとかいうのを明確にするべきじゃないかなと思ったので、質疑したんですけれども、その点は大丈夫でしょうか。

○花田明仁委員長 都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 今回の条例、法令もそうなんですけれども、対象が空き家等ということになっております。

そのため、空き家以外の通常ある住宅、建築物に対する対応というのは、通常消防のほうでもやられているとは思いますが、今回のところについては空き家等ということで、法令に規定のある空き家部分に対するものとして、担保しているというものになっているところであります。

○花田明仁委員長 ほかにありませんか。天内委員。

○天内慎也委員 以前も確認したかと思うんですけれども、緊急安全措置の判断をどうやるかということです。お願いします。

○花田明仁委員長 都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 緊急安全措置を行う基準についてであります。緊急安全措置自体は、先ほど申し上げた適切に管理されていない空き家等が、地域住民に危険な状態をもたらしており、緊急に対応が必要な状況で、所有者等の対応を待つ時間的余裕がない場合に、危険な状態を回避するために、当面必要な最低限度の措置を行うものであります。

例えば倒壊等によって、道路等に倒れかけている建築部材の撤去であったり、歩道に散らばった窓ガラス片の除去であったりだとか、あとは通学路に張り出した雪庇の除去などがその例として挙げられると、考えているところであります。

○花田明仁委員長 天内委員。

○天内慎也委員 ということは、現場に行った職員のそのときの主観で判断することですかね。

○花田明仁委員長 都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 主観といいますか、それが近隣に対して悪影響を及ぼしていると判断される場合に、対応することになっておりまして、何て言うんでしょう、言われたものについて、先ほど話したとおり、所有者のものでありますので、

なかなか我々として、一律に手出しができるところではないんですけれども、地域住民の皆様に対して危険な状態をもたらしているときに、緊急に対応が必要な場合に限って行うことができるという条例の担保であります。

○花田明仁委員長 天内委員。

○天内慎也委員 多分、何て言えばいいんだろう、マニュアルか何かこう、絵になってあるんでしょうかね。

だから現場に行っても、判断できるというふうな主張だと思うんですけれども、その都度、その現場に行く人によって変わってれば駄目だということで、マニュアルを作るべきだというのが、私の指摘です。

以上です。

○花田明仁委員長 ほかにありませんか。大矢委員。

○大矢保委員 特定空家等とか管理不全空家等とか、それから緊急安全措置と種類があるんですけれども、青森市で一番取り組まなければならないのは何かっていうことになれば、緊急安全措置だよ。

○花田明仁委員長 都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 現在、空家法で規定があるものについては特定空家等というものがあります。

これが所有者等で適切な管理がされてない空き家等で、放置すれば倒壊など著しく保安上危険となるおそれがある状態、あとは衛生上有害となるおそれがある状態などで、景観を損なっている状態などということになっていまして、そのまま放置すれば特定空家等になってしまうというものが管理不全空家等でありまして、それと、その他の空家等と3段階あります。

我々といたしましても特定空家等になって、それがそのまま地域住民の方々も含めて皆様に危害を及ぼさないことが必要不可欠でありますので、今後においても、特定空家等に指定される空き家が増えないように、管理不全空家等に今後指定された空き家に対しても、対応の依頼をさせていただきますとともに、その他の空家等につきましても、管理不全空家等、特定空家等とそういうステップを踏まないように、我々としても所有者の皆様にも周知を図っていきたいというふうに考えているところであります。

○花田明仁委員長 大矢委員。

○大矢保委員 それで今ネックになっているのは、例えば解体したけど、費用の面ね。それで、所有者が誰なのかと特定することは困難なんですよ。

青森市は何件ぐらいあるんですか、そういうの。把握していますか。

○花田明仁委員長 都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 担当課から答弁させていただいてもよろしいですか。

○花田明仁委員長 住宅まちづくり課長。

○小鹿正憲住宅まちづくり課長 青森市のほうで把握している空き家の数は、青森

地区と浪岡地区で 2663 件あります。そのうち、所有者が不明だということの数に関しては、申し訳ございませんけれども、集計を取っていないので、この場ではお答えできません。

○花田明仁委員長 大矢委員。

○大矢保委員 空き家に対する不明というのが、これが一番時間がかかるんだよね。これは、本当に緻密にやっていかないと、はっきり言って全部、市役所の持ち出しになってしまうじゃないですか。だから、そういうところで丁寧に仕上げていかないと。

期待してよろしいんですかね。

○花田明仁委員長 都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 委員おっしゃるとおり、所有者不明の空き家や空き地も含めて、一つの課題だというふうに認識しております。

相続登記の義務化というのもありますので、そういったところも含めて、今後把握できるように努めていきたいというふうに考えております。

○花田明仁委員長 大矢委員。

○大矢保委員 そのようにお願いしたいということと、ただ解体して建物がなくなれば、土地の固定資産税が約 3 倍になるというふうなものなんですけれども、だから、そういうところにやっぱり時限立法か何かを設けて、ある程度こういうのがありますよという宣伝して、特定期間を設けてやればいいんじゃないかなというのが、私の考えなので、これに賛同してください。

○花田明仁委員長 中田委員。

○中田靖人委員 担当課とはちょっとやり取りしている件なんですけれども、例えば火災が起きて半壊したら、これも空き家になりますか。

○花田明仁委員長 都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 空き家自体は、もともと人が住んでいない、経常的、日常的に住んでいないものを空き家というふうに認識しているので、火災で半壊した後に住んでいなければ、空き家になる可能性は住まれている状況や管理されている状況にもよりますけれどもあります。

それが、管理不全空家等、特定空家等と進んでいるかどうかについては、その管理状況に応じることになっているかなと思います。

○花田明仁委員長 中田委員。

○中田靖人委員 ちょっと確認。やり取りしていたので、火災が起きて、周辺にその持ち主が住んでいるんだけど、結局住めるような状態じゃない。けれども、お金がないから処分もできなくて家そのまま放置されていると。雪も降って風が吹いて、もう周りにすごい被害が出ているけれども、お金がないって言われれば、何もできないっていう状態が今ずっと続いているわけですよ。

この場合、空き家としてみなされるのか。対処方法って何かあるのかなと思って

いるんですよ。

○中井諒介都市整備部長 担当課から答弁させていただきます。

○花田明仁委員長 住宅まちづくり課長。

○小鹿正憲住宅まちづくり課長 火災が起きたとしても、そこに人が住まなくなつて1年経てば、空き家というふうな分類はされることになりますので、その空き家に対する対応というのは、火災になったもののみならず、先ほど言ったとおり所有者を見つけて、管理依頼を出していくとか、もし所有者が亡くなっているのであれば、戸籍を調べて、相続人に該当する人たちみんなに対して管理依頼を出していくということで、結果、お金がないという話になったとしても、担当課としては管理をしてくださいというのを粘り強くお願いをしていくという対応を取っていくことになります。

○花田明仁委員長 中田委員。

○中田靖人委員 行政の限界もあるかもしれませんが、ただお願いするっていうだけで、特定空家等までもいけない。危険空き家としてもみなされないっていう状態で放置されているわけですよね。

そこにたどり着くためには、この状況だと何のプロセスが必要なんですか。

○花田明仁委員長 住宅まちづくり課長。

○小鹿正憲住宅まちづくり課長 こちらのほうで管理依頼しても、かなり地域に対して悪影響を及ぼしている状況になれば、管理不全空家等という定義もできましたが、今、市の方向としては、特定空家等のほうに指定するということになるんですけども、特定空家等に指定するに当たっては、青森市空家等対策有識者会議というのが青森市に組織としてありますので、その有識者会議に市のほうで、この建物を特定空家等として指定してよろしいかという意見を伺うための会を開き、そこで意見を頂いた上で、この情報を市長に報告し、市長が特定空家等として指定するというふうな流れになっています。

○花田明仁委員長 中田委員。

○中田靖人委員 今の話だと、有識者会議のほうで認定するかどうかっていうところになるわけですか。

○花田明仁委員長 住宅まちづくり課長。

○小鹿正憲住宅まちづくり課長 そもそも有識者会議に特定空家等として指定するかどうかというのを球出しするのが市側の仕事になりますので、様々、市内にも今、委員がおっしゃっているような案件もありますし、かなり前から特定空家等ではないものの、かなり影響を及ぼしているというところもありますので、そこは全体を見ながらというふうな話になってきます。一般的にはそういう進め方をしています。

○花田明仁委員長 中田委員。

○中田靖人委員 今回の案件は、やり取りしているので分かると思うんですけど

も、持ち主は分かっている。ちゃんと処分してくださいとお願いするけれども、お金がありませんと。

最初いたお父さんが亡くなって、その奥さん、家族にまた請求をかけるということですよ。だけど、そこもお金がないと言われてしまうと、何もできないというのが現状なわけですよ。

○花田明仁委員長 住宅まちづくり課長。

○小鹿正憲住宅まちづくり課長 現状はそうなるかと思います。

○花田明仁委員長 大矢委員。

○大矢保委員 私見だけでも、はっきり言って火災に遭った残渣については、市役所で全部ただで処分してくれるんだよね。

だから、壊したり、トラックで運搬したりする。それだと思っんですよ。そこで役所に介入していただいて、その土地を担保に取ればいいことだけなんだよね。

どれぐらいの差額があるのかないのかって、そこまで突っ込んでいかないと、そういう物件ってなかなかできませんよ。ということの頭の片隅に入れておいてください。

○花田明仁委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 なければ質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第119号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)

○花田明仁委員長 次に、報告事項に入ります。

初めに、「令和7年度青森圏域重点事業に関する要望について」報告を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 令和7年度青森圏域重点事業に関する要望について御説明いたします。

東青5市町村が連携し、県に対して重点事業要望を行うため取りまとめております青森圏域重点事業に関する要望書につきまして、今般、その項目・内容等についてまとめりましたので御報告いたします。

資料「令和7年度青森圏域重点事業に関する要望書」を御覧ください。

表紙の次から重点要望項目一覧となっております、青森圏域全体で40項目あります。このうち、本市の重点要望項目はNo. 1からNo. 26までとなっております。

新規要望につきましては、No. 15「がん治療に係るアピアランス支援について」、No. 17「地域生活支援事業等の実施に係る超過負担について」、No. 26「地方創生に取り組むための財源措置について」の3項目となっております。

続きまして、資料「令和7年度青森圏域重点事業要望項目一覧【都市建設常任委員会】」を御覧ください。

都市建設常任委員会に係る項目といたしまして、都市整備部及び浪岡振興部所管の計9項目となっております。

それでは、都市整備部及び浪岡振興部所管の9項目を御説明いたします。

再度、資料「令和7年度青森圏域重点事業に関する要望書」を御覧ください。

要望書5ページを御覧ください。

「青森港（油川埠頭）への基地港湾の整備及び洋上風力発電関連産業の集積について」といたしまして、青森港を基地港湾として整備することにより、多くのビジネスチャンスをもたらすものと期待されるため基地港湾の着実な整備に向けた取組、基地港湾周辺における洋上風力発電関連産業の集積や地元企業の参入に向けた連携の2つの事項について要望するものであります。

続きまして、18ページを御覧ください。

「青森操車場跡地をはじめとする都市拠点の整備、鉄道の有効活用及び機能充実に向けた取組について」といたしまして、コンパクト・プラス・ネットワークの都市づくりとして、都市の効率性を高めるコンパクトな複数の拠点づくりと、それらの拠点を接続する公共交通ネットワークを有機的に連携させることにより、市内各地域の特色を活かしつつ、持続可能な都市づくりを推進するため、青森操車場跡地の利活用に向けた連携と、青い森鉄道線への新駅設置の早期実現など、4つの事項について要望するものであります。

次に、19ページを御覧ください。

「河川改修等の整備促進について」といたしまして、本市における河川流域一帯の治水・防災対策と河川環境の向上等を図るため、駒込ダム建設事業の促進、天田内川及び貴船川河川改修事業の促進の3つの事項について要望するものであります。

続きまして、20ページを御覧ください。

「雪総合対策の推進について」といたしまして、依然として冬期間における都市機能の維持や市民生活の安定を図る上で課題が多く、国及び県とのさらなる連携・支援を必要としているため、豪雪地帯における市道の除排雪事業に対する支援の強化及び社会資本整備総合交付金などの財源の確保など、11の事項について要望するものであります。

次に、21ページを御覧ください。

「青森港の機能充実について」といたしまして、港湾施設の充実とそれを活用した誘客等によるまちの活性化を図るため、物流をはじめとした青森港ビジョンの着実な推進など、6つの事項について要望するものであります。

続いて、22ページを御覧ください。

「一般国道7号等の整備促進について」といたしまして、本市における道路交通網の機能充実に向け、一般国道7号青森環状道路の4車線化の整備促進など、3つの事項について要望するものであります。

次に、23ページを御覧ください。

「青森空港有料道路の無料化について」といたしまして、当該道路は、青森空港と青森地区・浪岡地区、さらには津軽圏域を結ぶ重要な路線でありますことから、青森空港有料道路の利用促進に向けたサービス向上策の継続及び無料化の前倒しについて要望するものであります。

次に、24ページを御覧ください。

「津軽横断道路の整備促進について」といたしまして、県土全体の社会経済活動の活性化と地域の発展や、緊急・災害時における輸送機能確保等のため、広域交通ネットワーク形成の根幹となる津軽横断道路の整備促進による早期完成を要望するものであります。

最後に、25ページを御覧ください。

「都市計画道路の整備促進について」といたしまして、都市計画道路3・5・4号堤町通り浜田線など3路線について、交通の円滑化を図るため県事業としての整備促進及び未着手路線の早期事業着手、また、市事業への社会資本整備総合交付金の配分について要望するものであります。

御説明は以上でございます。

○花田明仁委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「総務省が実施する『郵便局等の公的地域基盤連携推進事業』への協力について」報告を求めます。水道部長。

○三浦大延水道部長 総務省が実施する郵便局等の公的地域基盤連携推進事業への協力について、御報告いたします。

資料の1ページを御覧ください。

この実証事業は、総務省が、デジタル社会の進展への対応、自然災害などの地域の課題について、全国の郵便局ネットワークと地方自治体などの公的地域基盤が連携し、デジタル技術を活用した解決事例のモデルケースを創出することを目的に実施する郵便局等の公的地域基盤連携推進事業の一つとして本市において行われるものであります。

1の実証事業の概要であります。まず、「(1)実証名」であります。ドライブ・

バイを活用した配達車両による寒冷地でのスマート水道検針となっております。

次に、「(2) 実証内容」であります。水道メーターの検針業務におきまして、全国的には、人口減少に伴い水道検針の担い手不足が課題となっております。また、寒冷地においては、冬期間の積雪により検針自体が行えず、見積水量での料金算定にならざるを得ない場合があるなどの地域課題を抱えております。

次に、2 ページの実証イメージ図を御覧ください。

この解決に向けた実証事業の概要であります。積雪の多い本市におきまして、あらかじめ実証事業に御協力いただくお宅の水道メーターをスマートメーターに変更した上で、無線受信機を積載した郵便局の配達車両が対象地域を回った際に、スマートメーターからの検針データを受信するドライブ・バイと呼ばれる方法で検針を行うほか、通常どおり、市の委託を受けた事業所の検針員がその世帯を訪問し確認した使用量データと突合し、当該事業の有効性などを検証するものであります。

1 ページ目に戻っていただきまして、1 の「(3) 実証エリア」につきましては、積雪で検針が困難な世帯の多い幸畑地域をはじめとした 200 世帯で実施することとしております。

「(4) 実証期間」につきましては、積雪の有無での影響を把握するため、雪の降らない本年 10 月 1 日からの 1 か月間と、降雪期では、郵便局の年賀状配達時期を避け、来年 1 月 15 日からの約 1 か月半を予定しております。

「(5) 本市が協力する主な内容」といたしましては、1 つとして、対象となる 200 世帯を選定して、現在設置されているメーターをスマートメーターに交換すること、2 つとして、これまでどおり毎月の検針日に検針員が対象世帯を訪問してスマートメーターを目視で検針し、検証のためにその検針データを提供することとなります。

次に、2 の「実証事業の効果等」であります。総務省としては、各世帯、事業所に郵便物を配達するネットワークを有する日本郵便が、日々のオペレーションに影響を与えない形で郵便車両を活用して検針業務を行うことで、通常では検針データが読み取れない場所の検針が可能となり、また、遠隔で使用量を正確に把握するなど、地域における検針の省力化・効率化が図られるため、今回の実証事業が、地域の課題解決に向けた一つのモデルケースとなることを期待しているところであります。

説明は以上でございます。

○花田明仁委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。中田委員。

○中田靖人委員 これは総務省の実証実験に青森市が協力するというので、そのデータだったり結果というのは報告があるんですか。

○花田明仁委員長 水道部長。

○三浦大延水道部長 データの検証というか、まず、突合する形になります。

実際に受信したデータと検針員が検針したデータ、それが正確であったかどうか

という、それは報告があることになっております。

○花田明仁委員長 中田委員。

○中田靖人委員 要は、私が知りたいのは、その集まったデータを基に、総務省である程度、方向性を決めるじゃないですか。こういうふうな結果が出ましたと。政策としてこういうふうにうたっていきたいと思えますみたいなのは、こちら側のほうにあるのかなっていう、リターンっていうかですね。

○花田明仁委員長 水道部長。

○三浦大延水道部長 そこまでのお話を伺っていないところですが、まずうちのほうの今回の検証データを総務省で検証した上で、実施可能かどうかという判断をなさるものと思います。

〔中田靖人委員「分かりました」と呼ぶ〕

○花田明仁委員長 大矢委員。

○大矢保委員 このスマートメーターに交換するには、市の費用負担がないって言うんだけど、これは個人がメーターの交換費用を負担しなきゃいけないということになるんですか。

○花田明仁委員長 水道部長。

○三浦大延水道部長 今回の実証実験に当たっては、水道メーターの交換は一旦市が110万円ほど負担しますが、それは総務省から委託を受けている会社のほうに請求してもらうような形になるので、市の負担は一切ないです。

また、水道メーターの交換については、世帯の方が御負担するものではなく、そもそも市のほうでメーターを交換しているものであります。

○花田明仁委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 なければ質疑はこれにて終了いたします。

この際、ほかに理事者側から報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 また、委員の皆さんから、御意見等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の委員会を閉会いたします。

(会 議 終 了)